

ご契約にあたって〔重要事項説明書〕

本書は、お客さまが北陸ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に電気需給契約（低圧）をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を小売りする時の需給条件等の主な内容についてご説明するものです。下記の内容を十分にご理解いただいたうえ、お申し込みください。

当社は、東北電力株式会社（小売電気事業者登録番号A0268）（以下「本小売電気事業者」といいます。）との取次委託契約により、本小売電気事業者が供給する電気を販売し、本契約のお手続き及びご説明は、当社が行います。本書に記載のない事項については、当社が別に定める電気需給約款、電気料金メニュー定義書等（以下「約款等」といいます。）によります。なお、約款等は、当社ホームページ（<https://www.hokurikugas.co.jp/denki/document.html>）でご確認いただけます。

ご契約をお申し込みいただいた際のご契約内容については、原則として当社会員サイト「ずっと近くで ねっと」（以下「会員サイト」といいます。）に掲載お知らせいたします。

1. ご使用開始のお申し込み方法

次のうち必要な事項を明らかにして、当社所定の様式によりインターネットもしくは書面でお申し込みいただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。

電気料金メニュー、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含む）、供給電圧、契約電流、契約容量、契約主開閉器、負荷設備、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、料金の支払方法

2. 電気需給契約の成立

- ・電気需給契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、一般送配電事業者（当社が都市ガスを供給する区域の市町村を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）又は配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は電気需給契約の成立の日にかかのぼって電気需給契約を解約することがあります。
- ・当社は、3(適用条件)を満たさないお客さまからお申し込みをいただいた場合は、承諾いたしません。
※その他お申し込みを承諾できない場合については、電気需給約款8（電気需給契約の成立）をご確認ください。
- ・当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日の翌日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。
 - ①ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日〔土曜日、日曜日及び銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに12月29日及び12月30日（以下「休日」といいます。）を除きます。〕の翌日といたします。
 - ②ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日といたします。

3. 適用条件

- ・電気を使用する需要場所において当社との間でガス使用契約が存在する、又はガス使用契約が見込まれること。
- ・当社のガスと電気のご契約者が同一であること。
- ・ガス料金、電気料金等を合算して同時に支払い（以下「合算払い」といいます。）していただくこと。

- ・料金のお支払い方法が、口座振替もしくはクレジットカード払いであること。ただし、お支払い方法の変更手続き中等のやむを得ない事情による一時的な期間に限り、払込みによるお支払いも可能といたします。なお、3か月連続して口座振替もしくはクレジットカード払いでお支払いいただけなかった場合は、16（当社からの電気需給契約の解約等（1）②）に該当するものとみなします。
- ・会員サイトの本会員（原則として当社との間でガス使用契約が存在し、当該契約情報をもって会員登録手続きを完了したお客さまをいいます。）であること。

4. 電気の需給開始

当社は、お客さまのお申し込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに本小売電気事業者による電気供給を開始いたします。ただし、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日までに本小売電気事業者が電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めます。また、当社以外の者との電気需給契約から、当社との電気需給契約に変更される場合で、当社以外の者との電気需給契約の廃止手続きが完了されていないときには、需給開始日をあらためて協議いたします。

5. 供給電圧及び周波数

供給電圧及び周波数は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところにより、供給電圧は標準電圧100ボルト又は200ボルト、周波数は標準周波数50ヘルツといたします。なお、当社は、原則として、電気料金メニューに応じて、適用する供給電気方式及び供給電圧を電気料金メニュー定義書に定めます。

6. 契約電流及び契約容量の決定方法

契約電流又は契約容量（以下「契約容量等」といいます。）は、お客さまが適用を受ける約款等の定めにもとづき、原則として次のいずれかにより決定いたします。

（1）契約電流により定める場合

10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアの中から、当社が電気料金メニューに応じて約款等で指定するもののうちいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。また、当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置又は電流を制限する計量器を取り付けいたします。

（2）契約主開閉器の定格電流により定める場合

契約主開閉器の定格電流にもとづき約款等に定める算定方法により算定した値といたします。

7. 電気料金の算定方法

月々の電気料金は、電気料金メニューごとに約款等に定めるとおりといたします。電気料金メニューごとの基本料金及び電力量料金の単価（別表1に記載）は当社ホームページ（<https://www.hokurikugas.co.jp/denki/price.html>）にてご確認いただけます。また、燃料費調整単価・離島ユニバーサルサービス調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価についても、当社ホームページ等でご案内しております。電気料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間といたします。ただし、電気需給契約の開始又は廃止により、使用期間が1か月に満たない場合、日割計算をいたします。

■電気料金の算定方法

（基本料金＋電力量料金×使用電力量±燃料費調整単価×使用電力量±離島ユニバーサルサービス調整単価×使用電力量）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

(1) 基本料金

電気料金メニューと契約容量等によって1か月単位に決められた料金です。

(2) 電力量料金

電気料金メニューごとの単価に使用電力量を乗じて算定いたします。なお、「燃料費調整額^{※1}」及び「離島ユニバーサルサービス調整単価^{※2}」を加算又は差し引いて算定いたします。

※1 燃料費調整額

原油・LNG・石炭の価格変動を料金に反映させるため、燃料価格の変動に応じて一定の基準により電気料金を自動的に調整するしくみを「燃料費調整制度」といい、本制度にもとづき、燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。

<平均燃料価格の算定>

・平均燃料価格 $[A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma]$

A = 各平均燃料価格の算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格の算定期間における1トンあたりの平均LNG価格

C = 各平均燃料価格の算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

※貿易統計価格(実績)から原油、LNG、石炭それぞれの平均価格(3か月平均値)を算定し、次の算式にもとづき、原油1キロリットルあたりに換算した平均燃料価格を算定します。

※ α 、 β 、 γ は原油換算率に燃料種別ごとの熱量構成比を乗じた係数です。

<燃料費調整単価の算定>

(i) プラス調整

$(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (\text{基準単価} / 1,000)$

(ii) マイナス調整

$(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{基準単価} / 1,000)$

※2 離島ユニバーサルサービス調整額

本土と電力系統が接続されていない離島において一般送配電事業者等が行う離島供給に係る火力燃料費の毎月の変動を、託送料金を通じて調整するしくみであり、離島ユニバーサルサービス調整単価(単価は託送料金と同じ)に使用電力量を乗じて算定いたします。

<離島平均燃料価格の算定>

・離島平均燃料価格 $[A \times \alpha]$

A = 各離島平均燃料価格の算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

※貿易統計価格(実績)から原油、LNG、石炭それぞれの平均価格(3か月平均値)を算定し、次の算式にもとづき、原油1キロリットルあたりに換算した離島平均燃料価格を算定します。

※ α は原油換算率に燃料種別ごとの熱量構成比を乗じた係数です。

<離島ユニバーサルサービス調整単価の算定>

(i) 上限

$(\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (\text{基準単価} / 1,000)$

(ii) プラス調整

$(\text{平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (\text{基準単価} / 1,000)$

(iii) マイナス調整

$(\text{離島基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{基準単価} / 1,000)$

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」に使用電力量を乗じて算定いたします。

(4) 当社は、「ずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック」又は「ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー」をご契約のお客さまには、適用される割引メニューに応じて、原則として、別表2の割引メニューに記載の金額を毎月割引します。なお、適用に関する詳細は、電気料金メニュー定義書の付帯条項【セット割】をご確認ください。

8. 延滞利息

お客さまが電気料金を支払期限日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）を経過してなお支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、1日あたり0.0274%の率で算定した延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

9. 使用電力量の計量及び算定

- ・使用電力量は、当該一般送配電事業者等が原則として記録型計量器により30分単位で計量するものとし、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、記録型計量器以外の計量器により計量する場合は、使用電力量の計量は電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。なお、計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等の定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ・当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果は、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お客さまに通知いたします。

10. 工事費負担金等相当額

本小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費又は実費相当額等の請求を受けた場合で、当社が本小売電気事業者からその費用の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を、工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に当社の指定する金融機関等を通じてお客さまよりお支払いいただきます。

11. 電気料金等の減免措置

当社が、自然災害等にもない電気料金等の支払期限日の延伸もしくは減免措置を講じる場合、その旨を当社ホームページ等に掲出しお客さまにお知らせいたします。

12. 電気料金等の支払方法

- ・原則として口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法によります。なお、ガス料金を払込みでお支払いいただいている場合には、口座振替又はクレジットカード払いにすみやかに変更していただきます。
- ・支払義務発生日が同一の電気料金とガス料金を合算払いで毎月お支払いいただきます。ただし、合算ができない場合はこの限りではありません。
- ・検針日の関係などにより、2か月分の電気料金をまとめて請求する場合や請求が無い月が発生する場合があります。
- ・お客さまがガス使用契約を解約した場合、電気需給契約も解約となり、解約日以降に計算される電気料金は、ガス料金と合算せずに電気料金のみでご請求いたします。

13. 契約期間

契約期間は、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。契約期間の満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容の変更もしくは解約の申し入れを行わない場合には、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合は、供給条件の説明、契約締結前交付書面の交付及び契約締結後交付書面の交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ①契約期間満了前の供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の契約期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行います。また、契約締結前交付書面の交付は行いません。
- ②本約款等の電気需給契約の継続後は、契約締結後交付書面の交付に代えて、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の契約期間並びに供給地点特定番号のみを、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

14. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社、本小売電気事業者及び当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

- ・当該一般送配電事業者等の供給設備等の設計、施工、改修又は検査及びお客さまの電気工作物の検査等
- ・計量器の検針又は計量値の確認
- ・電気需給契約の廃止又は解約等により必要な処置

15. お客さまからの電気需給契約の変更・廃止

お客さまが契約内容の変更を希望される場合は、インターネットでのお手続き又は23（お問い合わせ先）までご連絡ください。また、電気需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日以降で定めていただきます。

16. 当社からの電気需給契約の解約等

（1）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社から電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

- ①お客さまが電気料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合
- ②3(適用条件)を満たさなくなった場合
- ③当社と他の契約（既に廃止又は解約しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合
- ④約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を履行しない場合
- ⑤お客さまがその他約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合
- ⑥仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合
- ⑦破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合
- ⑧支払停止の状態に陥った場合
- ⑨手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合

- ⑩その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
- ⑪お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。
- ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ③ 託送約款等に反して、当該一般送配電事業者等の係員がお客さまの土地又は建物への立入りによる業務を実施することを正当な理由なく拒否された場合
- (3) お客さまが、電気需給契約の廃止による通知をされないで需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に電気需給契約を解約するものいたします。

17. 電気需給契約の廃止又は変更に伴う料金及び工事費の精算

お客さまが、契約容量等を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量等を減少しようとする場合で、当該一般送配電事業者等が託送約款等にもとづき料金及び工事費の精算を行うことが明らかとなったときは、料金及び工事費をお客さまに精算していただきます。

18. 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、約款等にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。不正に使用された期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

19. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物等を損傷し、又は亡失したことにより、当該一般送配電事業者等から本小売電気事業者に請求のあった金額を当社が請求された場合は、その賠償に要する金額及びその金額の支払いに要する費用をお客さまに支払っていただきます。

20. 信用情報の共有

お客さまが、約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払わない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の当社からの情報を、本小売電気事業者が他の小売電気事業者へ通知することがあります。

21. 保安等及び調査に対するお客さまの協力

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。
- ①引込線、計量器等その発電場所内及び需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ②お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかの場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときはその期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等又は登録調査機関に通知していただきます。

22.その他

- (1) 電気料金メニュー適用開始の日から1年間は、原則として他の電気料金メニューへの変更はできません。
- (2) 現在ご契約中の小売電気事業者等から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現在の小売電気事業者等との契約内容をご確認ください。
- (3) お客さまには、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証していただきます。

23. お問い合わせ先

名 称	北陸ガス株式会社
本社住所	新潟市中央区東大通1丁目2番23号
ご連絡先	北陸ガス お客様センター (0570-025-880) ※ナビダイヤルをご利用になれない場合 (一部のIP電話・海外からのご利用など) は、 025-229-1104へおかけください。 【受付時間】 平日8:30~17:10 (土曜、日曜、祝日、年末年始 [12/30~1/3] を除きます)

【別表1】

■電気料金単価表

ずっと近くで、北陸ガス+でんき ベーシック

(消費税等相当額を含む)

区分		単位	料金単価
基本料金	10アンペア	1契約	355.71円
	15アンペア	1契約	561.07円
	20アンペア	1契約	766.42円
	30アンペア	1契約	1,177.13円
	40アンペア	1契約	1,587.84円
	50アンペア	1契約	1,998.55円
	60アンペア	1契約	2,409.26円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	31.01円
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	37.76円
	300kWhをこえる	1kWh	41.71円
最低月額料金		1契約	334.24円

ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー

(消費税等相当額を含む)

区分		単位	料金単価
基本料金	3kVAまで	1契約	1,232.13円
	上記をこえる	1kVA	410.71円
電力量料金	最初の400kWhまで	1kWh	35.46円
	400kWhをこえる	1kWh	40.41円

【別表2】

■割引メニュー

(消費税等相当額を含む)

割引メニュー	適用条件	割引金額
もっとセット割	電気を使用する需要場所において、以下のいずれかの契約を当社と締結していること。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	150円
「ガス＋でんき」セット割	電気を使用する需要場所において、以下のいずれの契約も当社と締結していないこと。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	110円